

令和7年度 総合評価落札方式の主な変更点（工事）

国土交通省 九州地方整備局

令和7年3月

1)令和7年度 基本方針

2)技術提案評価型(S I 型)の試行について

(S型対象工事のうち、一部の工事について令和7年度公告工事から適用)

3)「ワーク・ライフ・バランスの認定」の評価対象工事の拡大及び評価基準見直し

(令和7年4月公告工事から適用)

4)「特定工事の実績」の一部評価内容の追加 (令和7年4月公告工事から適用)

5)施工能力評価型「地域貢献等」配点方法の拡大 (令和7年4月公告工事から適用)

6)企業実績評価型「地域貢献等」配点方法の拡大 (令和7年4月公告工事から適用)

7)地域の守り手確保型「工事の手持ち状況」の試行

(令和7年10月以降公告工事のうち、一部の工事について適用)

8)「インフラDX大賞」の評価対象機関の拡大 (令和7年4月公告工事から適用)

9)電通チャレンジ型(担い手確保型)の技術者資格対象工事の拡大

(令和7年4月公告工事から適用)

10)営繕チャレンジ型における同種工事要件の拡大 (令和7年4月公告工事から適用)

11)その他改定内容 (令和7年4月公告工事から適用)

1) 令和7年度 基本方針

- 九州地方整備局では、平成25年11月より総合評価落札方式（二極化）を本格運用し、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和6年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われた。
この中で、働き方改革の推進、生産性向上への取組及び災害時の緊急対応強化という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題となっている。
- これらの課題への対応に向けて、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の公共工事の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していくことが重要である。
- 令和7年度は、頻発化・激甚化する自然災害への対応を踏まえ、引き続き地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「生産性向上」を加速し、円滑な契約手続きを実施するため、様々な契約制度の積極的活用を図る。

概要

【S型対象工事のうち、一部の工事について令和7年度公告工事から適用】

- ◆対象：発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づいた仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更により、更なる品質向上、効率化、安全性及び環境等に寄与する技術提案が期待される工事
- ◆内容：従来テーマの技術提案に加え、以下の「技術向上提案」を求める。
- ・技術向上提案は、標準案に対して目的物の仕様や工法（仮設等を含む）の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは施工期間や規制期間の短縮等が期待されるテーマに関して求めるものとする。
- なお、上限額は、公告時点の予定価格の5%を上限として設定。

		施工能力評価型		技術提案評価型				
対象工事		技術的工夫の余地が少ない工事		技術的工夫の余地が大きい工事				
技術提案内容	Ⅱ 型	Ⅰ 型	簡易な施工計画	SⅡ 型 (現行S型)	SI 型 (試行)	AⅢ 型	AⅡ 型	AⅠ 型
			簡易な施工計画を 可・不可の二段階で評価	施工上の特定の課題等 に対する工夫等	価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等	工事目的物の設計変更や 高度な施工技術等		
評価方法					技術提案を点数評価	部分的 変更	複数の有 力案	通常案は満 足できない
			企業・技術者の能力等(実績)を点数評価					
予定価格		標準案に基づき作成			新技術、資材、機械、工法等に係るコストは 予定価格に入れない	技術提案に基づき作成		

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける
※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。

概要

「評価対象工事の拡大」

【令和7年4月公告工事から適用】

◆対象：技術提案評価型（S型）及び施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）（対象工事種別：全工事種別）

・建設業界におけるワーク・ライフ・バランス等を推進することを目的に、技術提案評価型（S型・段階選抜方式）1次選抜時及び施工能力評価型（Ⅰ型）（対象工事種別：一般土木工事及び建築工事の「A・B等級」）において導入していた取組について、施工能力評価型（Ⅱ型）を含む全工事種別を対象とする。

⇒ 現行：対象：技術提案評価型（S型）選抜段階方式、段階選抜なし（WTO 対象工事種別：一般土木工事、建築工事）

技術提案評価型（S型）選抜段階なし（WTO以外 対象工事種別：一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級）

施工能力評価型（Ⅰ型）（対象工事種別：一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級）

⇒ 令和7年度：対象：全ての発注型式（対象工事種別：全工事種別）

現行（評価対象）

工事種別	等級	下段():加算点			
		施工能力評価型		技術提案評価型(S型)	
		Ⅱ型	Ⅰ型	WTO以外	WTO
一般土木工事、建築工事	A	—	◎ (1点)	◎ (1点)	◎ (1点)
	B	—	◎ (1点)	◎ (1点)	
	C	—	—	—	
	D	—	—	—	
アスファルト舗装工事、造園工事	A	—	—	—	—
	B	—	—	—	
電気設備工事、暖冷房衛生設備工事	A	—	—	—	—
	B	—	—	—	
	C	—	—	—	
その他の16工種		—	—	—	—

見直し（評価対象）

工事種別	等級	下段():加算点			
		施工能力評価型		技術提案評価型(S型)	
		Ⅱ型	Ⅰ型	WTO以外	WTO
一般土木工事、建築工事	A	—	—※1	—※1	◎ (1点)
	B	—	◎ (1点)	◎ (1点)	
	C	○ (0.5点)	○ (0.5点)	—	
	D	○ (0.5点)	○ (0.5点)	—	
アスファルト舗装工事、造園工事	A	○ (0.5点)	○ (0.5点)	○ (0.5点)	○ (0.5点)
	B	○ (0.5点)	○ (0.5点)	—	
電気設備工事、暖冷房衛生設備工事	A	○ (0.5点)	○ (0.5点)	○ (0.5点)	○ (0.5点)
	B	○ (0.5点)	○ (0.5点)	—	
	C	○ (0.5点)	○ (0.5点)	—	
その他の16工種		○ (0.5点)	○ (0.5点)	○ (0.5点)	○ (0.5点)

【凡例】

◎:適用済み ○:新規適用 —:適用外

※1:発注標準の見直しに伴い適用外

概要

「評価基準見直し」

【令和7年4月公告工事から適用】

◆対象：技術提案評価型（S型）及び施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）（対象工事種別：全工種）

これまで、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定の取得企業や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく計画を作成した中小企業）を評価してきた。

今回、評価基準の見直しにより、**一般事業主行動計画策定は評価の対象外**とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律、これら**いずれかの認定を取得した企業のみを評価**する。

現行（評価基準）

次に掲げるいずれかの認定等を受けている

- ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）**又は同法に基づく一般事業主行動計画策定企業**
- ・次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）



見直し（総合評価配点）

次に掲げるいずれかの認定を受けている

- ・**女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）**
- ・**次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）**
- ・**若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）**

4)「特定工事の実績」の一部評価内容の追加

概要

【令和7年4月公告工事から適用】

◆評価項目：地域貢献等-「特定工事の実績」

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）【分任官工事】

- ・不調・不落対策のため、不調・不落の多い工事（特定工事）の実績について、より専門性の高い工事内容を考慮し評価対象の追加等を行う。

通年的維持工事発注の場合

分類	評価項目	評価内容（見直し）	評価内容（現行）	評価段階・基準・配点
地域貢献等	特定工事の実績 【分任官工事のうち、通年的維持工事は原則必須】	過去4ヵ年度＋当該年度に完成した下記特定工事の実績（港湾空港関係除く） 対象工事： 【河川等の維持工事の場合】 河川等維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））の実績 ※河川等には、ダム・砂防・海岸を含む 【道路の維持工事の場合】 供用中道路の道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））の実績	過去4ヵ年度＋当該年度に完成した下記特定工事の実績（港湾空港関係除く） 対象工事： 【河川の維持工事の場合】 河川維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））の実績 【道路の維持工事の場合】 道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））の実績	現行のどおり

一般土木C・D、アスファルト舗装A・B等工事発注の場合

分類	評価項目	評価内容（見直し）	評価内容（現行）	評価段階・基準・配点
地域貢献等	特定工事の実績 【分任官工事のうち、一般土木C・D、アスファルト舗装A・B、コンクリート舗装、維持修繕、橋梁補修工事は原則必須】	過去1ヵ年度＋当該年度に完成した工期5ヶ月以上の下記特定工事の実績（港湾空港関係除く） 対象工事： 【河川等の場合】 河川等維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））、河川管理施設（軽微な補修を除く）の補修・改造工事（機械等設備補修は含まない）、機械設備の改造（無動力化等）、砂防堰堤改良（改築）工事、砂防堰堤補修工事のいずれかを含む工事の実績 ※河川等には、ダム・砂防・海岸を含む 【道路の場合】 橋梁補修工事（耐震補強も含む）、道路構造物補修工事（機械等設備補修は含まない）、道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））、電線共同溝工事、RC床版工事、舗装修繕工事、交差点改良工事及び現道を改良する歩道整備工事（改築の歩道整備は含まない）のいずれかを含む工事の実績	過去1ヵ年度＋当該年度に完成した工期5ヶ月以上の下記特定工事の実績（港湾空港関係除く） 対象工事： 【河川の場合】 河川維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））、河川管理施設の補修・改造工事（機械等設備補修は含まない）、砂防堰堤改良（改築）工事、砂防堰堤補修工事のいずれかを含む工事の実績 【道路の場合】 橋梁補修工事（耐震補強も含む）、道路構造物補修工事（機械等設備補修は含まない）、道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））、電線共同溝工事、RC床版工事、舗装修繕工事、交差点改良工事及び現道を改良する歩道整備工事（改築の歩道整備は含まない）のいずれかを含む工事の実績	現行のどおり

【令和7年4月公告工事から適用】

概要

- ◆評価項目：「地域貢献等」「特定工事」の配点
- ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）【分任官工事】

- ・現行どおり、「地域貢献等」オプション項目の配点は『2点』とする。
なお、「特定工事の実績」配点について、地域の実情を考慮する必要がある場合は、『1点』を選択できるものとする。

⇒ 現行：「地域貢献等」全オプション：2点
特定工事の実績：2点

⇒ 令和7年度：原則として「地域貢献等」全オプション：2点
ただし、地域の実情を考慮して「特定工事の実績」の配点『1点』を選択する場合は、「特定工事の実績」以外のオプション項目を『1点又は2点』とし、地域貢献等オプション項目の合計が『6点』となるように設定する。

配点

		現行 (Ⅰ・Ⅱ型)		選択可能	
地域 貢献 等	オ プ シ ョ ン	災害協定に基づく活動実績【原則、一般土木、維持修繕、As舗装B等級は選択】	2	2 (1※)	6
		特定工事の実績【原則、一般土木C・D等級、As舗装A・B等級、セメント・コンクリート舗装、維持修繕、橋梁補修工事は選択】	2	2 (1※)	
		近隣地域内工事の実績	2	2 (1※)	
		近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	2	2 (1※)	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2	2 (1※)	
		継続的な営業に基づく信頼度	2	2 (1※)	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2	2 (1※)	
		製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に適用可能】	2	2 (1※)	
		専門工種の施工機械自社保有状況	2	2 (1※)	
		小計	6	6	

※地域の実情を考慮して「特定工事の実績」の配点『1点』を選択する場合、「特定工事の実績」以外のオプション項目を『1点又は2点』とし、地域貢献等オプション項目の合計を『6点』とすること。

6) 企業実績評価型「地域貢献等」配点方法の拡大

【令和7年4月公告工事から適用】

概要

◆評価項目：「地域貢献等」「特定工事」の配点

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）【企業実績評価型：分任官工事】

・現行どおり、「特定工事の実績」の配点は『2点』とする。

なお、地域の実情を考慮する必要がある場合は、『1点』を選択できるものとする。

⇒ 現 行：特定工事の実績：2点

⇒ 令和7年度：原則として特定工事の実績：2点

ただし、地域の実情を考慮して「特定工事の実績」の配点『1点』を選択することも可能とし、地域貢献等オプション項目の合計が『4点』となるように設定する。

配 点

		現行 (Ⅰ・Ⅱ型)	選択可能
地域 貢 献 等	災害協定に基づく活動実績【原則、一般土木、維持修繕、As舗装B等級は選択】	2	2
	特定工事の実績【原則、一般土木C・D等級、As舗装A・B等級、セメント・コンクリート舗装、維持修繕、橋梁補修工事は選択】	2	2 (1※)
	近隣地域内工事の実績	1	1
	近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	1	1
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	1	1
	継続的な営業に基づく信頼度	1	1
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	1	1
	製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に適用可能】	2	2
	専門工種の施工機械自社保有状況	1	1
	小計	4	4

※地域の実情を考慮して「特定工事の実績」の配点『1点』も選択することも可能とし、地域貢献等オプション項目の合計を『4点』とすること。

7) 地域の守り手確保型「工事の手持ち状況」の試行

【令和7年10月以降公告工事のうち、一部の工事について適用】

概要

◆評価項目：企業の能力等-「工事の手持ち状況」（選択項目：一般土木工事C等級）

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）【分任官工事】

- ・目的：過去に受注実績があり一定の技術力も有するものの、近年、入札に参加しても受注に結びついていない状況が生じている。

このような中、受注機会の均等化や、地域建設業等の維持に向けた担い手の育成・確保は必要である。
そこで、新たに**地域の守り手確保型「工事の手持ち状況」**について**一部工事で試行**を行うものである。

1) 評価内容

当該工事種別における当初契約額の合計額を対象

2) 評価対象期間

現行：当年4月1日～翌年3月31日

試行：当年10月1日～翌年9月30日

3) 評価基準及び配点

	現行(分任官)		試行(分任官)	
A	3億円未満	3点	1.5億円未満	3点
C	3億円以上6億円未満	1.5点	1.5億円以上4.5億円未満	1.5点
E	6億円以上	0点	4.5億円以上	0点

周知期間：令和7年3月公表～令和7年9月末(約6ヶ月)
適用開始：令和7年10月1日以降に公告を行う工事

項目	R6年度	R7年度												R8年度		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
周知期間																
試行実施																

以降続く

8)「インフラDX大賞」の評価対象機関の拡大

【令和7年4月公告工事から適用】

概要

◆対象：技術提案評価型（S型）及び施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）

・令和6年度より「インフラDX大賞」を評価対象に加えている。

従来、評価対象機関から港湾空港関連を除いていたが、**今回、評価対象機関の拡大**として、**港湾空港関連を含む全ての「インフラDX大賞」**を評価対象とする。

【インフラDX大賞の評価対象機関】

現 行：港湾空港関連を除く受賞実績。

令和7年度：港湾空港関連を含むすべての受賞実績。

現 行

【対象】 港湾空港関連を除く

・インフラDX大賞のうち（工事・業務部門（種類：国土交通大臣賞、優秀賞））

見直し



【対象】 港湾空港関連を含む

・インフラDX大賞のうち（工事・業務部門（種類：国土交通大臣賞、優秀賞））

9) 電通チャレンジ型（担い手確保型）の技術者資格対象工事の拡大

【令和7年4月公告工事から適用】

概要

◆対象：施工能力評価型〔電通チャレンジ型（担い手確保型）〕（通信設備工事）

・通信設備工事のうち建設業法における「電気通信工事」の資格を持った技術者に対して監理（主任）技術者としての経験を積ませることを目的に試行を行っているが、**建設業法における「鋼構造物工事」の資格を持った技術者に対して**も同じ試行を行う。

現行（技術者資格対象）

【対象】建設業法における「電気通信工事」の資格保有者

見直し（技術者資格対象）

【対象】建設業法における「電気通信工事」、「鋼構造物工事」の資格保有者



10) 営繕チャレンジ型における同種工事要件の拡大（配置予定技術者の経験不要）

◆対象：施工能力評価型〔営繕チャレンジ型〕

・直轄工事の実績がない企業にも受注機会が拡大するよう、総合評価において技術者の能力評価を行わない事や、企業の工事成績及び表彰を評価対象としない方式として試行を実施中。

さらなる受注機会拡大を目的として、**競争参加資格において配置予定技術者の同種工事の施工経験を求めないよう見直し**を行い、参加申請者の書類作成の簡素化及び手続き期間の短縮を図る。（標準手続き期間約40日間）

対象工事：比較的難易度が低く、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事について、工事の規模や受注状況、地域の実情を踏まえ実施できるものとする。

適用時期：令和7年4月1日以降に公告する工事から適用

◆競争参加資格として求める同種工事の実績・経験

現 行		見直し後	
	同種工事の実績・経験		同種工事の実績・経験
企 業	必 要	企 業	必 要
配置予定技術者	必 要	配置予定技術者	不 要

工事経験によらず技術者を選定することが可能に

11) その他改定内容

【令和7年4月公告工事から適用】

配置予定の建設技能者等に求める情報について

これまで総合評価の評価項目として、指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者を設定した場合、参加者へ配置予定の建設技能者等の所属や氏名を求めていたが、今回の改定で所属や氏名については求めないこととする。

【現行】

- ・競争参加資格確認申請書を提出する際に申請する顕彰等を選択（建設マスターや登録基幹技能者1名等）
- ・建設技能者又は登録基幹技能者に関する「氏名」「所属建設業者名」「職種」

【見直し】

- ・競争参加資格確認申請書を提出する際に申請する顕彰等を選択（建設マスターや登録基幹技能者1名等）
- ・建設技能者又は登録基幹技能者に関する「職種」

配置予定技術者に関する拘束期間短縮について(試行)

これまで、申請書提出時点で監理技術者に対して「氏名」等を求めていたが、WTO案件（段階選抜は対象外）に関しては、入札書の提出期限日までに報告することとする。

【現行】

- ・1級土木施工管理技士の資格、同種工事の実績、資格者証及び講習修了書、恒常的な雇用関係を有する者
- ・別記様式-3について競争参加資格確認申請書の提出期限までに配置予定技術者（個人）を特定

【見直し】

- ・1級土木施工管理技士の資格、同種工事の実績、資格者証及び講習修了書、恒常的な雇用関係を有する者
- ・入札参加資格を有する配置予定技術者の配置の有無のみ
（ただし、入札書の提出期限日までに、配置予定技術者の申請を行う事）